

会 議 録 目 次

令和 5 年第 7 回海田町議会臨時会（第 1 日目）

令和 5 年 1 0 月 2 0 日（金）午前 9 時 0 0 分 開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日 程 第 3	第 38 号議案 工事請負契約の締結について（旧海田公民館解体工 事）・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	（閉 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	9

令和5年第7回海田町議会臨時会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 令和5年10月20日 (金)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 会 (開 議) 10月20日 (金) 午前9時00分宣告 (第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (13名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 石 橋 京 子 | 2番  | 西 田 誠 一 |
| 3番  | 玉 川 真 里 | 4番  | 小 田 久美子 |
| 5番  | 欠 員     | 6番  | 大高下 光 信 |
| 7番  | 欠 員     | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 桑 原 公 治 |     |         |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員 (1名)

14番 前 田 勝 男

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (13名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 石 橋 京 子 | 2番  | 西 田 誠 一 |
| 3番  | 玉 川 真 里 | 4番  | 小 田 久美子 |
| 6番  | 大高下 光 信 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 桑 原 公 治 |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠席議員（1名）

14番 前田 勝男

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|-------|---|-------|
| 町 | 長 | 西田 祐三 |
| 副町 | 長 | 山崎 真紀 |
| 企画部 | 長 | 鶴岡 靖三 |
| 総務部 | 長 | 丹羽 勤 |
| 財政課 | 長 | 吉本 真人 |
| 総務課 | 長 | 中村 修介 |
| 建設課 | 長 | 早稲田 誠 |
| 建設課主幹 | | 矢熊 健治 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|-------|---|--------|
| 議会事務局 | 長 | 脇本 健二郎 |
| 主査 | | 戸成 正考 |
| 主任主事 | | 須崎 亮 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 第38号議案 工事請負契約の締結について（旧海田公民館解体工事）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は13名でございます。定足数に達しておりますので、令和5年第7回海田町議会臨時会を開会いたします。なお、本日は、地方自治法第121条の規定により、町長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので御了承いただきたいと思います。

直ちに本日の会議を開きます。さて、9月19日に新庁舎が開庁し、記念すべき新し

い議場での最初の議会となります。これまでの議会と趣が変わり、赤いじゅうたんから濃紺のじゅうたんと変更され、やわらかい木目調のデザインと木の香りにつつまれ、令和の時代らしい議場となっております。開かれた議会の実現のため、今議会より本会議をライブ配信すると同時に、本庁4階フロアロビーには中継用のモニターを設置し、町民の方が気楽に本会議の様子を見られるよう配慮したつもりでございます。議員の皆様におかれましては、これまで以上、地方自治法及び会議規則の品位の保持、品位の尊重の規定に十分留意の上、発言をしていただくようお願いを申し上げます。また、これまで委員会等で試験的に導入してきたタブレット端末を本会議において導入し、ペーパーレス化・DXの推進を本格的に進める議会にもなるものと考えております。しかしながら、新しい議場に移り新しい設備を導入しても、目の前にある課題に真摯に向き合い議論を尽くしていく議会そのものの姿勢に何ら変わりはないものと考えております。これまでの良い伝統は引継ぎながら、時代のニーズ・進化に柔軟に対応した議会を目指していきたいと思っておりますので、議員の皆様及び執行部の皆様の御理解、御協力をお願いしたいと思います。

それではこの際、町長からの発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）改めまして、おはようございます。今、議長のほうからお話がありましたように、9月19日に開庁しまして初めての町議会でございます。皆様とともにですね、この議会を含めて、発展させながら、住民の負託にしっかりと応えていくようにしたいと考えております。見ていただきますと、木調の色合いがしっかり出ておりまして、香りも、いろんな意味でですね、カラーが付いているという評判を受けております。これをですね、GXという新たなスタートとしてですね、進めていきたいというふうに考えております。それでは本題に入っていきますが、本日、令和5年第7回海田町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。本臨時会には、契約認定1件を提出しております。議員の皆様におかれましては、十分に御審議いただきまして、是非とも議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上、臨時会の招集に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付しております日程第1から日程第3に至る各議案でございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規

則第 110 条の規定により、議長より、13 番、崎本議員、15 番、佐中議員を指名いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本会議の会期は本日 1 日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決します。この際、議長より議員の皆様及び執行部の皆さんにお願いをしたいと思います。発言される際には、的確で分かりやすく、マスクをされてる方は声が聞き取りやすいようマイクを立ててゆっくりと発言をしてください。執行部におかれましては、質問・質疑の内容を十分理解の上、的確で分かりやすい答弁をしていただきたいと思います。質問・質疑の内容が不明なときには、議会基本条例及び会議規則の趣意の確認の規定により、議長の許可を受けて、内容を確認の上、答弁をしていただきたいと思います。なお、挙手の際には職名を名乗っていただきますようお願いをいたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第 3、第 38 号議案、工事請負契約の締結について、旧海田公民館解体工事を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第 38 号議案、工事請負契約の締結について。海田町中店地内において施工する旧海田公民館解体工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原） 財政課長。

○財政課長（吉本） それでは、議案書 1 ページをお願いいたします。第 38 号議案、工事請負契約の締結についてでございます。工事名は、旧海田公民館解体工事。工事場所は、海田町中店地内。請負金額は、7,590 万円。受注者は、株式会社デモリス。工期は、議決の日の翌日から令和 6 年 7 月 19 日まででございます。続きまして、資料 1 の工事入札状況をお願いいたします。この度の入札の指名は、海田町建設工事指名業者等選定要綱により、解体工事で業者登録のある町内業者を含む 12 者を指名いたしました。入札の結果、予定価格以下でかつ最低の価格で入札した株式会社デモリスを落札者と決定いたしました。続きまして、資料 2 の工事等箇所図をお願いいたします。工事概要としま

しては、旧海田公民館附属建物及び外構の一部等を解体し、整地を行うものでございます。資料としては、中段に概要図、下段に位置図、裏面に移りまして、上段に解体建物の立面図、下段に工事スケジュールを記載しております。準備工、住民説明会、仮設工を経まして、解体工については、令和5年12月下旬から令和6年6月上旬までを予定しております。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。最初にですね、工事入札状況でございますがね、これ、今年度の予算では、1億1,000何ぼと聞いておりますが、えらいちょっと差があるように思いますが、落札率は何パーセントでしょうか。それと2点目にですね、この工事スケジュール表でございますがね、今の準備工のほうがですね、臨時議会まで決めて早くやったんじやが、準備工のほう11月の終わりまでとは、ちょっと、もうちょっと早く工事着工して、早めに前へ前へと進むような工事日程はできないものか。多分、今日、これができたら協議に入られると思いますが、事業者との協議の中でですね、十分それを検討してもらいたいと思いますが、その点と、もう一つはですね、この住民説明会がね、何日、どのようにやられるか分かりませんがね、私は、道が狭いし住民の方にもいろいろ迷惑がかからんようにね、十分、住民説明会をね、慎重にやってみようて、今の交通安全対策やいろいろ課題があると思いますが、十分住民に納得いくような説明会ができるよう、ちょっとお願いしたいと思いますが、それが約束できるかどうか。この3点だけ、ちょっと最初お願いします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず、1点目については77.1パーセントでございます。次に、2点目3点目につきましては、議員御指摘の点も踏まえまして工事受注者と解体の手順や仮設の方法など作業計画を調整の上で、できるだけ速やかに着手してまいります。また、住民説明会の開催に当たりましては、広く住民に周知し、十分な説明ができるよう、また多くの皆様に参加していただけるよう対応を図ってまいります。

○議長（桑原）約束はできますかということで。財政課長。

○財政課長（吉本）はい、しっかり応えられるよう鋭意取り組んでまいります。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。

○議長（桑原）佐中議員。マイクをもうちょっと口元へ戻してください。はい。

○15番（佐中）安全安心の問題でお尋ねしますが、ここは大型車が進入禁止ですね。織田幹雄スクエアのときも、警察に届けて、工事を進めてきたんですが、西国街道をどうしても利用しなければならない。そういう場合に、令和5年12月から令和6年の6月まで、工事のそういう関係で、住民に安全な交通体系、これをどのように維持していくのか。もちろん警備員を付けたりするでしょうけども、大型車が入ることが、許可ができるのかどうか、これをお尋ねをいたします。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）はい。今議員御指摘の交通安全の対策については、御指摘のとおり、織田スクエアがあったところの解体ですね、あちらも交通規制があったんですが、大型車が通れないと非常に効率が悪くて、それも長期間に交通規制というか交通の安全を確保しなければならないということがございます。この度も同様の問題が生じますので、いずれにしても大型の工事車両というのは通らなければ工事が進みませんので、これについては、受注者と警察を交えて十分に安全の確保が図られるよう対策するとともに、出入口付近の安全対策については、交通誘導員等を適切に配置をしまして、安全に配慮しながら工事を進めてまいりたいと思っております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）今、答弁いただきましたが、半年間、約半年間ですね。大型車が入る場合と、中型車の、ダンプを中心に、あるいは解体をする大型の機械を運ぶ問題。これらについては、警察、公安委員会ですよね、これらの協議で決めていくのかどうか、それともフリーで半年間、大型車が入ることが可能なのかどうか。常に入ってきたら、住民が困ることが大と思うんですよね。その辺はどうなるのか、お尋ねします。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）はい、大型車での搬出入がある日っていうのは解体工事の期間中、この日っていうふうになかなか特定することは難しいと思います。当然、警察、公安委員会との協議では、期間を区切って、この日からこの日まで搬出入があるというふうな形で対応してまいりたいと思っております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）はい。12番、多田です。まず、交通安全対策なんですけど、近所に保育所が二つありますよね。保育所の送迎なんかもあるわけですが、その点も含めて、あそ

このT字路が一番、狭くて危ないと思うんですけど、あそこにも交通誘導員を配置していただけるのかどうかと、もう一つは、アスベスト対策、恐らく古い建物ですから、アスベストが中に入っていると思いますので、そのアスベストの拡散に対する対策、これについてはいかがでしょうか。もう一つ、近隣の住民に加えて、保育所の代表の方も呼んでいただけるのかどうか。そこを、3点お願いします。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）はい。同じく交通安全対策についてですが、保育所の送迎のみならず、小学校の通学路にもなっている部分がございますので、まずは、そういった時間帯に搬出入がないような形の工事計画を考えてまいりたいと思います。加えて、今御指摘のT字路のあたりの安全対策が、もし、それでも不足するようでしたら、受注者のほうと調整の上、適切な対策を図ってまいります。続きまして、アスベスト対策につきましては、この度、アスベストが含まれているものっていうのは、建物内部で固形化された物質、こういったものについては、特別に飛散するものではないということで、十分に水湿し、湿らせて飛散がないように手で解体していくような形になります。これのほかに、一部、飛散性があるのが天井材については、この内装の吹きつけ材ですね、一部飛散性のものがあるということで、これについては、当然に飛散をしないように、周囲を、飛散防止の対策をとりながら、法に基づいてですね、適切な解体方法にて取り組んでまいりたいと思っております。続きまして、住民説明会のほうに保育所をお呼びしたほうがいいんじゃないかということについては、御指摘のとおりですので、そのように御案内してまいりたいと思っております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。下岡議員。

○9番（下岡）整地工事についてですけども、整地工事にはですね、最後のアスファルトを打って、白線で区画割、これ、あと駐車場にする予定になってますから、そこまで含まれてるのかどうか、お尋ねします。

○議長（桑原）建設課主幹。

○建設課主幹（矢熊）はい。この度の工事で実施する整地は、アスファルトで全面を舗装することではなくって、もともと建物があった場所っていうのは、基礎まで撤去して掘り返しますので、その分は土が現れてしまいます。ですから、そういうところを、碎石を敷いて、仮にその上に仮の駐車場としても十分に使用できるような形の暫定的な復旧をしていくことを考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）この事業名がですね、旧海田公民館跡地整備事業、跡地整備事業になるわけですが、アスファルトとか白線引きを含まないと、跡地整備事業と呼ばないんじゃないです。ですからこの解体事業とは別に、アスファルトだとか白線引きをやるという意味だと今の答弁は聞こえるんですけどもですね、それについてはどうお考えなのかお尋ねします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）御指摘のとおりこの跡地整備事業の意味合いとしては、解体工事後の消防庫整備であったり駐車場整備が含まれておりますので、駐車場整備分につきましては、また別途、予算提案させていただき、対応してまいります。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）この工事スケジュール表ではですね、跡地整備事業として出されてるわけなんですけど、そこが含まれてないんですけども、それは今の予算なんかまた別にとるとかいうことなんですけどもですね、いつ、駐車場としてですね、供用開始ができるのか、そこをちょっと明確にしてください。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）この度は解体工事の契約認定ということで解体工事のスケジュールを提示させていただいてるところですが、跡地整備につきましては、今の全協のほうでも御説明させていただいたところですが、解体工事後、次に消防庫整備を行い、その後、駐車場整備については令和7年度に着手する予定でございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第38号議案について採決を行います。お諮りいたします。第38号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおりこれを決します。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。この際、町長から発

言の申出がございましたので、これを許します。町長。

○町長（西田）議員の皆様、大変お疲れ様でございました。閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。本日開会の海田町議会臨時会におきましては、議員の皆様方には慎重に御審議いただきまして、ありがとうございます。本臨時会に提出させていただきました議案につきましては、原案のとおり議決をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（桑原）以上で、令和５年第７回海田町議会臨時会を閉会といたします。皆様大変御苦労様でした。

午前９時２３分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員